パキスタン・イスラム共和国　平成十七年三月二日
レバノン共和国　平成十七年三月三十日
モルディブ共和国　平成十七年五月二十日
サウジアラビア王国　平成十七年五月二十三日
アルバニア共和国　平成十七年六月三十日
ペルー共和国　平成十七年九月一日
モルドバ共和国　平成十七年十月十一日
ルクセンブルク大公国　平成十七年十一月二十一日
イエメン共和国　平成十八年九月二十日
キリバス共和国　平成十九年二月五日
ハンガリー共和国　平成十九年三月三十日
イラン・イスラム共和国　平成十九年十月二十四日

よって、同議定書は、次に掲げる各国について、それぞれ、その国名に対応する日に効力を生じた。

カナダ　平成十一年五月二十九日
アルジェリア民主人民共和国　平成十一年六月十一日
ニュージーランド　平成十一年六月二十五日
中華人民共和国　平成十二年一月五日
イタリア共和国　平成十二年九月十六日
インド　平成十二年十一月十五日
フィジー諸島共和国　平成十二年十一月三十日
モーリシャス共和国　平成十二年十二月六日
トンガ王国　平成十二年十二月十日
ポーランド共和国　平成十二年十二月二十一日
コモロ連合　平成十三年一月五日
マルタ共和国　平成十三年一月六日
ケニア共和国　平成十三年二月二日
トリニダード・トバゴ共和国　平成十三年三月六日
ロシア連邦　平成十三年三月二十日
グルジア　平成十三年四月十八日
アンティグア・バーブーダ　平成十三年六月十四日
リトアニア共和国　平成十三年六月二十七日
スロベニア共和国　平成十三年七月十九日
アルゼンチン共和国　平成十三年十月十三日
ルーマニア　平成十三年十一月二十七日
ジブチ共和国　平成十四年一月八日
パプアニューギニア独立国　平成十四年一月二十三日
シエラレオネ共和国　平成十四年六月四日
カンボジア王国　平成十四年八月七日
トルコ共和国　平成十四年八月三十一日
ドミニカ国　平成十四年十月四日
アンゴラ共和国　平成十四年十月九日
セントビンセント及びグレナディーン諸島　平成十四年十月十五日
カメルーン共和国　平成十四年十一月十三日
ポルトガル共和国　平成十四年十一月十九日
コロンビア共和国　平成十四年十一月二十日
カタール国　平成十四年十一月二十日
エルサルバドル共和国　平成十五年一月二日
ブルネイ・ダルサラーム国　平成十五年一月三十一日
サモア独立国　平成十五年二月一日
モザンビーク共和国　平成十五年四月二十六日
マダガスカル共和国　平成十五年五月二十一日
ナイジェリア連邦共和国　平成十五年五月二十四日
チリ共和国　平成十五年五月二十九日
ガボン共和国　平成十五年五月三十一日
コンゴ共和国　平成十五年八月七日
ギニア共和国　平成十五年十月二日
タンザニア連合共和国　平成十五年十一月十九日
ナミビア共和国　平成十五年十二月十八日
ガーナ共和国　平成十六年二月三日
ベトナム社会主義共和国　平成十六年六月十七日
カーボヴェルデ共和国　平成十六年七月四日
ブルガリア共和国　平成十六年十一月二十八日
クウェート国　平成十七年四月十六日
セントルシア　平成十七年五月二十日
マレーシア　平成十七年六月九日
ソロモン諸島　平成十七年六月三十日
ツバル　平成十七年六月三十日
アゼルバイジャン共和国　平成十七年七月十六日
エストニア共和国　平成十七年八月八日
南アフリカ共和国　平成十七年十月一日
セントクリストファー・ネーヴィス　平成十七年十月七日
イスラエル国　平成十七年十月二十一日
シリア・アラブ共和国　平成十八年二月二十二日
パキスタン・イスラム共和国　平成十八年三月二日
レバノン共和国　平成十八年三月三十日
モルディブ共和国　平成十八年五月二十三日
サウジアラビア王国　平成十八年六月三十日
アルバニア共和国　平成十八年九月一日
ペルー共和国　平成十八年十月十一日
モルドバ共和国　平成十八年十一月二十一日
ルクセンブルク大公国　平成十九年九月二十日
イエメン共和国　平成二十年二月五日
キリバス共和国　平成二十年三月三十日
ハンガリー共和国　平成二十年十月二十四日
イラン・イスラム共和国　平成二十一年一月二十三日

二　モロッコ王国政府は、前記の議定書の批准書を平成十二年八月二十二日に国際海事機関事務局長に寄託した。よって、同議定書は、平成十三年八月二十二日にモロッコ王国について効力を生じた。

（平成十年六月十六日付け、同年七月八日付け、平成十一年一月十四日付け、平成十二年三月三日付け、同年三月十四日付け、同年五月九日付け、同年八月七日付け、平成十三年九月四日付け、同年十二月十八日付け、平成十四年二月六日付け、同年五月十七日付け、同年七月四日付け、同年八月十三日付け、同年十一月十四日付け、平成十五年一月十三日付け、同年二月十三日付け、同年七月二十三日付け、平成十六年一月十四日付け、同年七月十四日付け、同年八月二十五日付け、同年十一月三十日付け、平成十七年三月三十日付け、同年五月三十一日付け、同年七月五日付け、平成十九年八月三日付け及び同年十月三十一日付け国際海事機関事務局長回章）

平成二十三年八月十一日

外務大臣　松本　剛明

○外務省告示第二百七十七号

一　次に掲げる各国の政府は、平成二年十一月三十日にロンドンで作成された「千九百九十年の油による汚染に係る準備、対応及び協力に関する国際条約」の加入書を、それぞれ、その国名に対応する日に国際海事機関事務局長に寄託した。

グルジア　平成八年二月二十日
チリ共和国　平成九年十月十五日
インド　平成十年三月三十日
中華人民共和国　平成十一年十月十九日
モナコ公国　平成十一年十一月九日
大韓民国　平成十一年十一月二十二日
モーリタニア・イスラム共和国　平成十一年十二月二日
モーリシャス共和国　平成十二年一月五日
ココモ連合　平成十二年三月六日
トリニダード・トバゴ共和国　平成十二年四月二十日
タイ王国　平成十二年四月二十日
ジャマイカ　平成十二年九月八日
ルーマニア　平成十二年十一月十七日
ブルガリア共和国　平成十三年四月五日
アイルランド　平成十三年四月二十六日
スロベニア共和国　平成十三年五月三十一日
ドミニカ国　平成十三年八月三十一日
アンゴラ共和国　平成十三年十月四日
バハマ国　平成十三年十月四日
ラトビア共和国　平成十三年十一月三十日
ペルー共和国　平成十四年四月二十四日
マダガスカル共和国　平成十四年五月二十日
ギニア共和国　平成十四年十月二日
リトアニア共和国　平成十四年十二月二十三日
マルタ共和国　平成十五年一月二十一日
シリア・アラブ共和国　平成十五年三月十四日
カーボヴェルデ共和国　平成十五年七月四日
ヨルダン・ハシェミット王国　平成十六年四月十四日